

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html

執行機関名 八王子市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの(介護サービス提供事業者による利用者負担軽減を受けようとする介護保険被保険者)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例 別表第1 第3の項 介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第一条	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この事業は、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」について改善を行い、介護保険サービスの提供を行う事業者が、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第9条第2項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険サービスの利用者負担軽減の申請に係る事実についての調査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 イ	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 ロ	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第11条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険サービスの利用者負担軽減の更新の申請に係る事実についての調査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 イ	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 ロ	八王子市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報